

「宮城県グリーン製品」の利用推進に関する指針

第1章 総 則

(目的)

第1 この指針は、宮城県グリーン製品（以下「認定品」という。）について、宮城県土木部が発注する建設工事及び建設関連業務等（以下「工事」という。）での利用方法等を定め、利用推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この指針は、認定品の利用に関して、他の設計指針等で定めがあるものを除き、すべての工事に適用する。

(工事執行者及び請負者の義務)

第3 工事執行者、建設関連業務等の受託者及び工事の請負者（以下「請負者」という。）は、この指針に基づき認定品の利用推進に努めなければならない。

2 工事執行者は、この指針に従って工事が実施されるよう工事を発注する際に特記仕様書等に明記しなければならない。

3 工事執行者及び請負者は、利用しようとする認定品が共通仕様書等の品質基準に適合することを確認の上、利用しなければならない。

第2章 認定品の利用推進レベルの設定及び改定

(認定品の利用推進レベルの設定及び改定)

第4 認定品を工事で率先利用するため、認定品の利用推進レベル（以下「レベル」という。）を設定するものとする。

なお、レベルの設定は、別記「利用推進レベル設定フロー」によるものとする。

レベルⅠ：一般利用資材として利用する認定品

レベルⅡ：個別に検討した上、利用の推進に努める認定品

2 前項の各レベルの認定品は、事業管理課長が、調達性、独占性、経済性等を評価して決定するものとする。

3 事業管理課長は、認定品の採用実績、事業主務課からの意見、宮城県グリーン製品の認定状況に関する情報等を基に、必要に応じてレベル区分の改定を行うものとする。また、新たな認定品が発生した場合は、速やかにその認定品のレベル区分を設定するものとする。

(認定品のレベルの公表)

第5 事業管理課長は、認定品のレベルを決定又は改定した場合、速やかに公表しなければならない。

第3章 認定品の利用

(レベルⅠに区分された認定品の利用)

第6 工事執行者は、レベルⅠの認定品を、特段の理由がない限り指定しなければならない。

- 2 請負者は、設計図書等で認定品が指定されている場合において、その調達が困難なときは従来品に変更することができるものとする。ただし、この場合、請負者はあらかじめその理由を文書で監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(レベルⅡに区分された認定品の利用)

第7 工事執行者は、レベルⅡの認定品は、工事現場条件等を勘案の上、出来る限り利用を検討し、利用の推進に努めなければならない。

(請負者の提案による利用の推進)

第8 請負者は、設計図書等で従来品が指定されている場合において、認定品に代替できることがわかったときは、それを利用することができるものとする。ただし、この場合、代替する旨を施工計画書提出時に文書で監督職員に提出しなければならない。

監督職員は、品質・性能を勘案の上、特段の理由がない限りこの変更を認めなければならない。

(実績報告の作成及び確認)

第9 請負者は、資源循環推進課ホームページより「チェックリスト」をダウンロードし、工事で使用した認定品の規格、数量等について入力し、工事執行機関の監督職員に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、請負者から報告のあった「チェックリスト」について内容を確認する。
- 3 工事執行機関においては、「チェックリスト」の管理者を定め、管理者が保存する。

(実績報告の提出)

第10 環境生活部等より「チェックリスト」の提出の通知があった場合、工事執行機関の「チェックリスト」の管理者は、とりまとめの上、期日までに提出しなければならない。

附則

- 1 この指針は平成19年8月1日から施行する。
- 2 この指針は平成23年4月1日から施行する。

別記 利用推進レベル設定フロー

